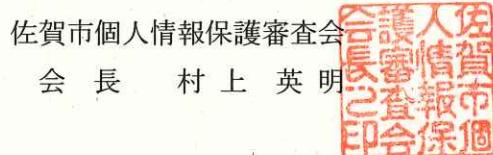


答申第174号
令和3年7月30日

佐賀市長　秀島敏行様



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に基づく諮問
について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に基づき、
令和3年6月22日付け佐市危防第216号により諮問がありました「平成25年9月1
7日付け佐市消防第110号の諮問「佐賀市防災総合システムにおける防災用監視カメラ
設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び外部提供」に係る監視カメラの新設」につ
いては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。ただし、個人の権利利益の保
護を図るため、次の点に配慮した取り扱いとするよう求めます。

記

収集した個人情報の取扱いについては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定す
るとともに、第三者情報に格別の配慮をするなど、慎重を期し、外部提供を行ったときは、
本審査会へ必ず報告すること。